

# 実務者研修受講資金 実務者研修施設事務担当者説明会

## 5 貸付契約解除時の事務(手引き第5章)

### 貸付契約解除について



東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

# 貸付契約解除について

修学生が次の①から⑥の状況となった場合、貸付契約は解除され、原則、貸付金は直ちに返還となります。

- ①退学したとき
- ②心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④修学生が死亡したとき
- ⑤その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- ⑥偽りの申込その他不正な手段によって貸付を受けたとき

# 貸付契約解除について

## 実務者研修施設にお願いしたい対応

- ・契約解除の事由発生後、修学生に対し、速やかに必要な手続きを行うようご指導ください。
- ・修学生からの届出等とあわせて、事実を証明する書類を、必要に応じて発行し、東京都福祉人材センターにご送付ください。

※書類等の提出が遅れる場合は実務者研修施設より東京都福祉人材センターに連絡をお願いします。